

○静岡県金属くず営業条例事務取扱要綱の制定について

(令和6年1月23日例規第1号)

この度、別添のとおり「静岡県金属くず営業条例事務取扱要綱」を定めたので、その運用に誤りのないようにされたい。

別添

静岡県金属くず営業条例事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県金属くず営業条例(昭和32年県条例第51号。以下「条例」という。)及び静岡県金属くず営業条例施行規則(昭和33年県公委規則第1号。以下「規則」という。)の規定に基づく事務の取扱いについて定めるものとする。

第2 申請書等の取扱い

- 1 署長は、条例及び規則の規定による許可の申請その他の申請又は届出に係る書類(以下「申請書等」という。)の提出を受けた場合には、当該申請書等及びその添付書類について、金属くず商許可申請審査票(様式第1号。以下「許可審査票」という。)、金属くず商各種届出審査票(様式第2号。以下「届出審査票」という。)又は金属くず行商各種届出審査票(様式第3号。以下「行商届出審査票」という。)により確認し、条例及び規則に定められた形式上の要件に適合していないときは、申請者又は届出者に補正を求めるものとする。
- 2 署長は、提出を受けた申請書等の事務処理について、生活安全許可等事務管理システムに随時登録し、手続の進捗状況を明らかにしておくものとする。
- 3 署長は、提出を受けた申請書等(条例第3条第1項の許可に係るものを除く。)の取扱いについて、金属くず商等各種届出取扱経過票(様式第4号)を作成して、当該申請書等に係る意思決定及び事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

第3 許可

- 1 署長は、条例第3条第1項の規定により、金属くず商許可申請書(規則様式第1号)の提出を受けた場合には、当該金属くず商許可申請書及びその添付書類(以下「許可申請書等」という。)について許可審査票により確認した上、当該許可申請書等及び許可審査票を県本部生活保安課長(以下「主管課長」という。)に送付するものとする。
- 2 主管課長は、前記1の規定により許可申請書等及び許可審査票の送付を受けた場合には、条例第4条第1項各号に規定する欠格事由について調査した上、当該申請に係る審査を行うものとする。
- 3 主管課長は、前記2の審査の結果、支障がないと認めた場合には、許可をするものとする。

第4 許可証の交付等

- 1 主管課長は、第3の3の規定により許可をした場合には、金属くず商許可証(条例

別記様式第1号。以下「許可証」という。)を作成し、第3の1の規定により送付を受けた許可申請書等及び許可審査票とともに、当該許可に係る許可申請書等の提出を受けた署長に送付するものとする。

2 署長は、前記1の規定により許可証の送付を受けた場合には、当該申請者にこれを交付するものとする。

3 署長は、許可を受けた金属くず商について、金属くず商許可台帳（規則様式第12号。以下「許可台帳」という。）を作成するものとする。

第5 決定通知書の交付

1 主管課長は、第3の2の審査の結果、許可をしないこととした場合には、決定通知書（規則様式第3号）を作成し、送達書（様式第5号）並びに第3の1の規定により送付を受けた許可申請書等及び許可審査票とともに、当該許可申請書等の提出を受けた署長に送付するものとする。

2 署長は、前記1の規定により決定通知書の送付を受けた場合には、当該申請者にこれを交付するものとする。

第6 許可証の再交付

1 署長は、条例第6条第3項の規定により、金属くず商許可証再交付申請書（規則様式第4号）の提出を受けた場合には、当該金属くず商許可証再交付申請書について届出審査票により確認し、異動事項欄に必要事項を記載した新たな許可証を作成した上、遅滞なく当該申請者にこれを交付するものとする。

2 署長は、前記1の規定による交付をした場合には、許可台帳に必要事項を記載するものとする。

第7 変更の届出

署長は、条例第6条の3第1項の規定により、金属くず商変更届出・許可証書換申請書（規則様式第5号。以下「許可変更届」という。）の提出を受けた場合には、当該許可変更届及びその添付書類について届出審査票により確認し、必要に応じて第3の2の欠格事由を調査した上、許可台帳に必要事項を記載するものとする。

第8 許可証の書換え

1 署長は、第7に規定する許可変更届の提出を受けた場合において、許可証の記載事項に変更があったときは、許可証の異動事項欄に必要事項を記載するとともに、許可証を書き換えて当該申請者に交付するものとする。

2 署長は、前記1の規定による交付をした場合には、許可台帳に必要事項を記載するものとする。

第9 許可証の返納

署長は、条例第7条の規定により、金属くず商許可証返納届出書（規則様式第6号）の提出を受けた場合には、当該金属くず商許可証返納届出書について、届出審査票により確認した上、許可台帳に必要事項を記載するものとする。この場合において、当該届

出が許可証の発見又は回復であるときを除き、当該許可台帳を別に設ける廃業者専用の台帳に編てつ替えるものとする。

第10 休業の届出

署長は、条例第8条の規定により、休業届出書(規則様式第7号)の提出を受けた場合には、当該休業届出書について届出審査票により確認した上、許可台帳に休業期間及び休業理由を記載するものとする。

第11 帳簿毀損等の届出

署長は、条例第12条第3項の規定により、帳簿等・電磁的方法による記録の毀損・亡失・滅失届出書(規則様式第9号)の提出を受けた場合には、当該帳簿等・電磁的方法による記録の毀損・亡失・滅失届出書について届出審査票により確認した上、当該届出者に対し、帳簿等又は電磁的方法による記録を新たに作成するよう指導するものとする。

第12 差止め

本部長又は署長は、条例第14条の規定により、金属くずの保管を命ずる場合には、保管命令書(規則様式第10号)を当該金属くず商に交付して、受領書の提出を受けておくものとする。

第13 立入り及び検査

主管課長又は署長は、条例第15条に規定する立入り及び検査を行う場合には、金属くず商の実態を把握し、条例に定める金属くず商の遵守事項の履行状況を古物営業法等立入調査に関する訓令(平成21年県本部訓令第58号)に基づき検査するものとする。

第14 行政処分の上申

- 1 署長は、自らが許可台帳を保管している金属くず商に対して条例第16条に規定する許可の取消し又は営業の停止(以下「許可の取消し等」という。)の必要があると認めた場合には、行政処分上申書(様式第6号)に当該許可の取消し等の理由を記載した書面及び疎明資料を添えて主管課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。
- 2 署長は、自らが許可台帳を保管していない金属くず商に対して許可の取消し等の必要があると認めた場合には、疎明資料を送付して当該金属くず商の許可台帳を保有している署の長にその旨を通報しなければならない。
- 3 署長は、前記2の規定により通報を受けた場合において、当該通報内容について許可の取消し等の必要があると認めるときは、前記1の規定を準用する。
- 4 主管課長は、前記1の規定による上申により許可の取消し等が行われる場合には、条例第17条の規定に基づく聴聞に関する手続をとるものとする。

第15 行政処分の執行

- 1 主管課長は、第14の1に規定する許可の取消し等の上申に対する行政処分の決定が行われ、営業停止等処分通知書(規則様式第11号。以下「処分通知書」という。)の交付を行う場合には、送達書に営業停止等処分通知書受領書(様式第7号)及び処分通知書を添えて、行政処分の上申に係る金属くず商の営業所を管轄する署の長に送付す

るものとする。

- 2 署長は、前記1の規定により処分通知書の送付を受けた場合には、許可台帳に必要事項を記載するとともに、当該処分通知書を当該金属くず商に交付して営業停止等処分通知書受領書を徴するものとする。

第16 金属くず行商の届出

- 1 署長は、条例第18条第1項の規定により、金属くず行商の届出書（規則様式第11号の2）の提出を受けた場合には、当該金属くず行商の届出書及びその添付書類について行商届出審査票により確認し、条例第19条第1項に規定する金属くず行商の証（条例別記様式第4号。以下「行商の証」という。）を作成した上、当該届出者にこれを交付するものとする。
- 2 署長は、交付を受けた金属くず行商について、金属くず行商台帳（規則様式第13号。以下「行商台帳」という。）を作成するものとする。

第17 行商の証の再交付

- 1 署長は、条例第19条第3項の規定により、金属くず行商の証再交付申請書（規則様式第11号の3）の提出を受けた場合には、当該金属くず行商の証再交付申請書について行商届出審査票により確認し、異動事項欄に必要事項を記載した新たな行商の証を作成した上、当該申請者にこれを交付するものとする。
- 2 署長は、前記1の規定による交付をした場合には、行商台帳に必要事項を記載するものとする。

第18 金属くず行商の変更の届出

署長は、条例第20条の2第1項の規定により、金属くず行商変更届出・行商の証書換申請書（規則様式第11号の4。以下「行商変更届」という。）の提出を受けた場合には、当該行商変更届及びその添付書類について行商届出審査票により確認した上、行商台帳に必要事項を記載するものとする。

第19 行商の証の書換え

- 1 署長は、第18に規定する行商変更届の提出を受けた場合において、行商の証の記載事項に変更があったときは、行商の証の異動事項欄に必要事項を記載するとともに、行商の証を書き換えて当該申請者に交付するものとする。
- 2 署長は、前記1の規定による交付をした場合には、行商台帳に必要事項を記載するものとする。

第20 行商の証の返納

署長は、条例第21条の規定により、金属くず行商の証返納届出書（規則様式第11号の5）の提出を受けた場合には、当該金属くず行商の証返納届出書について行商届出審査票により確認した上、行商台帳に必要事項を記載するものとする。この場合において、当該届出が行商の証の発見又は回復であるときを除き、当該行商台帳を別に設ける廃業者専用の台帳に編てつ替えするものとする。

第21 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関する具体的な要領等については、別に定める。